

(目 的)

第1条 本要綱は、本会の各種名義等の使用の承認に関して必要な事項を定める。

(使用名義と定義)

第2条 本会が付与する名義とその定義は、次のとおりとする。

1 研修会等の事業

- 一 共催：主催的な位置付けのもの
- 二 後援、協賛、協力：会員に周知等を行うもの
- 三 指導、企画：その事業に対し関わり度合いにより与えるもの

2 出版物、製品等

- 一 監修：本会が内容に関わり、監督するもの
- 二 編纂：本会が執筆内容を取りまとめるもの
- 三 指導、企画：本会以外の団体、個人が発行、出版するものに対しそのかわり度合いにより与えるもの
- 四 推奨：本会以外の団体、個人が製造、作成、販売するものに対し、その普及を図るために与えるもの
- 五 推薦：本会以外の団体、個人が製造、作成、販売しているものに対し、推薦にあたいすると認めたもの

六 出版物、製品等に名義を与えるときは、原則的に下記の使用料を支払う

名義	金額*
監修	500,000円(税抜価格462,963円、消費税37,037円)以上
編纂	300,000円(税抜価格277,778円、消費税22,222円)以上
指導、企画	200,000円(税抜価格185,186円、消費税14,814円)以上
推奨	100,000円(税抜価格92,593円、消費税7,407円)以上
協力等	50,000円(税抜価格46,297円、消費税3,703円)以上

注) 本会名義付与にあたり、役員、会員が個々に関与したときを除く

協力等名義の付与にあたっては、無料配布のものは除き、有料のものはその額、目的によって有料か否かを定める

出版物、製品等を改定、改編したときは、改めて承認することとし、使用料を支払う

(名義使用の承認)

第3条 本会名義の使用は、次の各号の基準より理事会で承認する。ただし、官公庁の行う事業および過去に使用を認めた事業は、会長が承認することができる。なお、簡易な出版物、栄養指導用教材で、内容等の確認等簡易な作業に関しては、常任理事会で承認できることとする。この場合は、直近の理事会で報告するものとする。

1 研修会等の事業

- 一 申請者は、本会の友好団体並びに学術団体、学術会議登録学会、賛助会員とする
- 二 申請は、事業の概要、予算概要等を添えて申請する

2 出版物、製品等

- 一 監修、編纂するものは、事前に学術研究部で検討し理事会で承認する
- 二 申請者は、本会の友好団体並びに学術団体、学術会議登録学会、賛助会員または会員個人、本会の関係者とする
- 三 申請者は、出版物、製品等の概要等を添えて申請する
- 四 食品に関しては、本会で成分分析が不可能なことから除外する
- 五 会長は、申請にあたり審査委員会を設けその適否を検討することができる

(申請手続き)

第4条 本会の名義の使用にあたっては、所定の申請書（名義使用許可申請書）に必要事項を記入し、関係資料を添えて申請する。

(その他本会制作物の使用等)

第5条 本会が企画、編集、発行、編纂等して制作したものについて、本会以外のものが使用、転用を希望する場合は、予め本会の承認を得なければならない。

上記の各条及び上記に該当しない事項は、理事会において決める。

(役員の推薦等名義の制限)

第6条 役員が物品等に関し推薦等の名義を使用するときは、理事会で承認した場合を除き本会役員の称号を使用してはならない。

(本要綱の変更)

第7条 本要綱は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

名義使用許可申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本栄養士会会長 様

住 所 〒

団体名 ㊟

代表者名 ㊟

担当者部署名

ふりがな
担当者名

TEL FAX

E-mail

貴会名義使用許可申請書

下記について貴会の名義を使用したいので、関係書類を添え申請いたします。

記

- 1、 名義の種類
- 2、 事業の概要
(名称等)

注)関係書類は名義を受けようとするものの概要がわかるものとします。